

健康福祉委員会資料

(消防局関係)

【議案第136号】

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

- ・川崎市火災予防条例 新旧対照表
- ・「電気自動車用急速充電設備の位置、構造及び管理について」に対する意見募集の結果について

【議案第143号】

消防救急デジタル無線活動波整備工事請負契約の締結について

- ・消防救急デジタル無線活動波整備後の状況

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市火災予防条例 昭和48年7月3日条例第36号 (変電設備) 第14条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条第1項に規定する急速充電設備を除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(10) (略) 2・3 (略) <u>(急速充電設備)</u> 第14条の2 <u>急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この項において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</u> <u>(1) その^{きょう}筐体は、不燃性の金属材料で造ること。</u> <u>(2) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。</u> <u>(3) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</u> <u>(4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</u> <u>(5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</u> <u>(6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。</u> <u>(7) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</u> <u>(8) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</u>	○川崎市火災予防条例 昭和48年7月3日条例第36号 (変電設備) 第14条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(10) (略) 2・3 (略)

- (9) 異常な高温とならない措置を講ずること。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (10) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。
- (11) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。
- (12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について第8号及び第9号に掲げる措置を講ずること。
- (13) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。
- (14) 急速充電設備の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。
- 2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の規定を準用する。

(内燃機関を原動力とする発電設備)

第15条 (略)

- 2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第4条第1項第17号及び第18号の3並びに第14条第1項の規定を準用する。この場合において、第4条第1項第17号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。
- 3 屋外に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第4条第1項第17号及び第18号の3並びに第14条第1項第3号の2及び第5号から第10号まで並びに同条第2項の規定並びに第1項の規定を準用する。この場合において、第4条第1項第17号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であつて出力10キロワット未満のものうち、次に掲げる基準に適合する鋼板（板厚が0.8ミリメートル以上のものに限る。）製の外箱に収納されているものの位置、構造及び管理の基準については、第4条第1項第1号（アを除く。）及び第18号の3並びに第14条第1項第7号、第8号及び第10号の規定並びに第1項（第1号を除く。）の規定を準用する。

(1)・(2) (略)

5 (略)

(内燃機関を原動力とする発電設備)

第15条 (略)

- 2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第4条第1項第17号及び第18号の3並びに前条第1項の規定を準用する。この場合において、第4条第1項第17号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。
- 3 屋外に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第4条第1項第17号及び第18号の3並びに前条第1項第3号の2及び第5号から第10号まで並びに同条第2項の規定並びに第1項の規定を準用する。この場合において、第4条第1項第17号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であつて出力10キロワット未満のものうち、次に掲げる基準に適合する鋼板（板厚が0.8ミリメートル以上のものに限る。）製の外箱に収納されているものの位置、構造及び管理の基準については、第4条第1項第1号（アを除く。）及び第18号の3並びに前条第1項第7号、第8号及び第10号の規定並びに第1項（第1号を除く。）の規定を準用する。

(1)・(2) (略)

5 (略)

「電気自動車用急速充電設備の位置、構造及び管理について」に対する
意見募集の結果について

1 概要

急速充電設備が設置される際に火災予防上必要な安全対策を確保するための技術基準を策定するために、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」（平成14年総務省令第24号）が一部改正されたことに伴い、「川崎市火災予防条例」（昭和48年条例第36号）、「川崎市火災予防規則」（昭和48年規則第69号）及び「必要な知識及び技能を有する者の指定について」（平成4年消防局告示第1号）を一部改正することを検討しています。

このたび、市民の皆様からの御意見を募集いたしました。その結果は、次のとおりです。

2 意見募集の概要

意見の募集期間	平成24年4月6日から平成24年5月7日まで
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	川崎市ホームページ、情報プラザ（市役所第3庁舎2階）、各区役所（市政資料コーナー）
結果の公表方法	川崎市ホームページ、情報プラザ（市役所第3庁舎2階）、各区役所（市政資料コーナー）

3 結果の概要

提出数	意見数
1通	1件

※提出方法は、「電子メール」でした。

4 御意見の内容と対応

御意見の内容（要旨）	御意見に対する当市の考え方
急速充電設備は、一般利用者に対するサービスとしてビジネスになっており、意匠の善し悪しが充電サービス事業者による商品力・サービス競争力に影響することもあるため、標識の色・大きさを規定することは好ましくない。	標識については、急速充電設備からの火災危険を排除するとともに、万一火災が発生した場合の消防活動を考慮し設置を義務付けています。御意見については、今後の運用指導の参考とさせていただきます。

消防救急デジタル無線活動波整備後の状況

